

消防本部間の水平連携方策の検討

平成29年5月18日

平成29年度 第1回消防力強化のための勉強会資料

消防本部間の水平連携に係る現行取組と、更なる検討の視点

既存の水平連携の取組例

更なる検討の視点(案)

《他本部での実地研修》

◇実務型受入研修（大阪府下消防長会）

概要：大阪市消防局及び堺市消防局が、府内の他の消防本部の職員を受け入れ研修

大阪市消防局実施分

| 研修分野 | 研修名 |
|------------------|---------------|
| 警 防 | 方面隊研修 |
| | 指令情報センター研修 |
| | 本部特別高度救助隊研修 |
| 予 防 | 違反処理研修 |
| | 火災調査研修 |
| | 建築・設備審査研修 |
| 企 画 | 危険物審査研修 |
| | 広報広聴業務研修 |
| 総 務 | 企画業務・本部監察業務研修 |
| | 総務業務研修 |
| 高度専門教育 訓練センター | 救命士養成担当業務研修 |

堺市消防局実施分

| 研修分野 | 研修名 |
|------|----------------|
| 警 防 | 指揮受託研修 |
| | 火災調査受託研修 |
| | 通信指令受託研修 |
| | 特別高度救助隊受託研修 |
| 予 防 | 火災予防違反処理受託研修 |
| | 予防事務審査・検査受託研修 |
| | 危険物初任者受託研修 |
| | 危険物事務審査・検査受託研修 |
| | 高圧ガス初任者受託研修 |

※研修受入期間は、研修の種別により異なるが、警防系のもので概ね2～10日程度、予防系で概ね2日～数か月程度、企画系では2週間～最長1年間まであり

《合同訓練》

◇府下警防技術指導会（大阪府下消防長会）

警防技術の向上を図るとともに、府内消防本部間の連携強化を目的として、訓練を実施

- ① 府内各消防本部を代表する消防隊1隊4名が定められた想定のもと実施する操法訓練
- ② 複数の消防本部が協力して災害対応する想定のもと実施する合同訓練



出典：大阪市消防局HP

➤大規模本部とそれ以外の本部が、双方向かつ継続して人事交流を行うことで、日々の実務を通じて様々な経験を積むことで、災害対応能力の向上を図るとともに、顔の見える関係を構築することで、災害時の連携をさらに強固なものとするところができるのではないかと検討中

➤救急救命に係る技術研修会の実施に向け検討中
(大阪府下消防長会)

人材育成

《人材の派遣》

◇違反是正支援アドバイザー制度（総務省消防庁）

- ・ 消防庁において、違反処理の知識・経験が豊富な消防職員を「違反是正支援アドバイザー」として委嘱し、違反是正事務を行う消防本部からの依頼に基づき、1日～数日間、派遣する事業
- ・ アドバイザーは、違反是正に関する個別具体的な相談への助言、研修支援、情報提供等を実施（現行の制度では、違反調査等のため建物に立ち入るなど、派遣先の消防吏員として権限を行使する業務を行うことはできない）

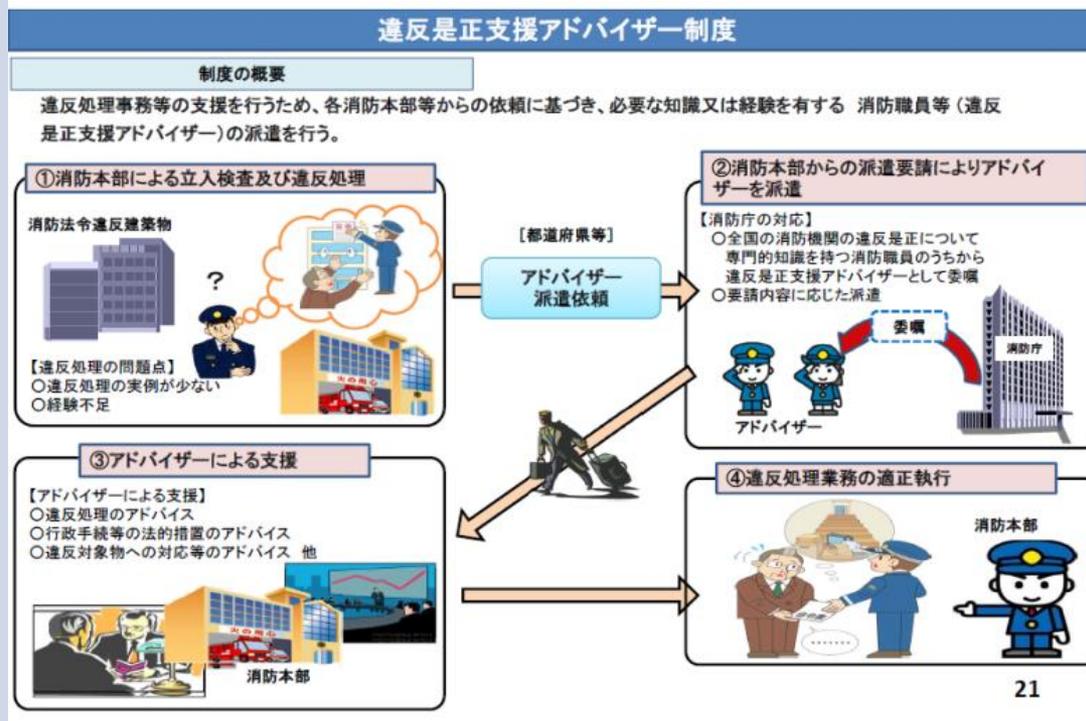
※府内のアドバイザー登録本部：大阪市消防局、堺市消防局

※平成29年4月24日付けで違反是正支援アドバイザー派遣要綱が改正され、違反是正支援アドバイザーを、「都道府県アドバイザー」と「全国アドバイザー」に区分。

府内から、新たに4本部が都道府県アドバイザーに登録される予定。

- 継続した職員派遣により、小規模消防本部等の予防業務に対して、より充実した支援を行うことができるのではないかと
- 派遣先本部の実際の現場活動（立入調査等）に同行して助言等を行うことができれば、実践を通じたノウハウ構築を図っていくことができるのではないかと

人材育成



《 指令業務の共同運用 》

大阪府内では、3か所で実施中

- ・豊中市消防局-池田市消防本部
- ・吹田市消防本部-摂津市消防本部
- ・枚方寝屋川消防組合消防本部-交野市消防本部

➤より広域での共同運用が
できないか

他県では、大規模な指令の共同運用実施例も・・・

施設名称:ちば消防共同指令センター(H25.4～)
構成本部:千葉県内20消防本部
管轄人口:317万人(県内人口の約51%)

出典:ちば共同指令センターHP



施設名称:いばらき消防指令センター(H28.6～)
構成本部:茨城県内20消防本部
管轄人口:258万人(県内人口の約87%)

出典:いばらき共同指令センターHP



人材共有

《特殊車両等の共同運用》

◇消防ヘリコプターの共同運用（大阪航空消防運営委員会）

大阪航空消防運営委員会を設置し、航空消防に係る運営費を大阪府及び府内各市が分担して、2機のヘリを共同運用



出典;大阪市消防局HP

◇はしご車の共同運用（豊中市、箕面市）

「はしご付消防自動車共同運用に係る消防応援協定」を締結し、豊中市保有の35m級はしご車を共同運用（H24.10～）

共同運用の内容

- ① 豊中市は、箕面市域における中高層火災、救助等にはしご車を出動
- ② 箕面市は、豊中市が保有するはしご車の運用に係る経費を按分して負担
物件費(点検・修繕費用や燃料など)と、出動にかかる人件費について箕面市が標準財政規模割(25%)で負担
- ③ 合同訓練や定期的な意見交換、災害活動に必要な資料交換など相互連携に努める

報道資料



豊中市・箕面市が消防・はしご車を共同運用
～10月運用に向けて協定締結～

平成24年(2012)5月18日

豊中市と箕面市は、消防力の強化を図りながら消防機材を有効に活用するため、豊中市保有の35メートル級はしご車を平成24年(2012年)10月1日から共同運用する「はしご付消防自動車共同運用に係る消防応援協定」を締結しました。

これにより、箕面市域の建物火災や災害等に豊中市のはしご車が出動し、箕面市は運用に伴う費用を負担します。また、箕面市がはしご車を更新した場合に必要な約1億7,800万円の経費のかわりに、今後15年間で豊中市へ約8,300万円を負担することにより、経費を約9,500万円節減できる見通しです。2市によるはしご車の共同運用は、全国でも初めての事例となります。

豊中市と箕面市は、消防力の強化を図りながら消防機材を有効に活用するため、豊中市保有の35メートル級はしご車を平成24年(2012年)10月1日から共同運用する「はしご付消防自動車共同運用に係る消防応援協定」を締結しました。これにより、箕面市域の建物火災や災害等に豊中市のはしご車が出動し、箕面市は運用に伴う費用を負担します。また、箕面市がはしご車を更新した場合に必要な約1億7,800万円の経費のかわりに、今後15年間で豊中市へ約8,300万円を負担することにより、経費を約9,500万円節減できる見通しです。2市によるはしご車の共同運用は、全国でも初めての事例となります。



出典;豊中市消防局HP

➤はしご車等の特殊車両について、より多くの本部での共同運用ができないか（ブロック単位等）

➤大規模・特殊災害用の特殊車両について、現在は政令市に集中して配置されているが、ブロック単位で計画的に整備・配置していくことで、大規模災害に備えた府域の消防力を高めていくことができないか。
(ハイパーレスキュー機能の府内複数配置)

資機材の
充実強化

《救急車の適正利用の促進》

◇救急安心センターおおさかの共同運用（救急安心センター運営委員会）

大阪府全域を対象に、看護師及び相談員が医師の支援体制の下、救急医療相談や救急病院の案内、応急手当のアドバイスなどを24時間・365日に対応できる体制を整備（大阪市消防局内に設置）



出典：大阪市消防局HP

救急需要増大への対応

《指導救命士の養成等》

◇指導救命士の養成、認定（大阪市高度専門教育訓練センター、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会）

大阪市高度専門教育訓練センターにおいて、救急救命士をはじめ救急業務に携わる職員への教育・指導やメディカルコントロール協議会、医療機関との調整等の役割を担う「指導救命士」の養成を開始するとともに、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会による指導救命士認定制度を開始（平成29年度～）

➤小規模本部等では、指導救命士の確保までに期間がかかるおそれあり。指導救命士の派遣制度などでカバーできないか

《合同訓練・研修》

◇府下警防技術指導会（大阪府下消防長会）（再掲）

◇RESCUEネットワークOSAKA（大阪府下消防長会）

府内の消防本部が連携し、協同して研究等を行い、救助活動力の充実強化を図るとともに、広域災害での連携を一層強化することを目的に、救助技術の交流及び新たな救助技術の研究、救助隊の合同訓練、救助シンポジウム等を実施

◇緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会）



平成28年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施風景

《相互応援》

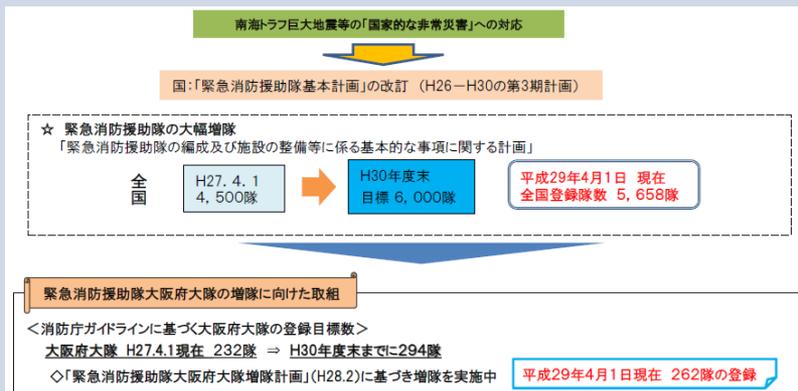
◇隣接市町間の相互応援協定

◇ブロック相互応援協定

◇大阪府下広域消防相互応援協定

◇緊急消防援助隊制度

※計画的な増隊を実施中



大規模災害
への対応

➤救急救命に係る技術研修会の実施に向け検討中
（大阪府下消防長会）

➤大規模・特殊災害用の特殊車両について、現在は政令市に集中して配置されているが、ブロック単位で計画的に整備・配置していくことで、大規模災害に備えた府域の消防力を高めていくことができないか。
（ハイパーレスキュー機能の府内複数配置）

➤他府県への応援派遣時の大阪府と消防本部との連携強化

■ 新たな水平連携の検討の進め方(案)

《方針》

* 平成28年度の勉強会での検討結果を踏まえて、
新たな水平連携の取り組みについて、さらに具体的に検討

《対応策》

水平連携検討WGの設置

《参加機関・参加者》

* 勉強会参加機関の消防本部の実務担当者を想定

《WGの役割》

- ・ 8月 中間整理
 - ・ 年度内 取り組み（素案）とりまとめ
- ⇒ 勉強会へ報告

《検討項目》

平成28年度の勉強会での検討結果から次の項目について検討

- ① 人材
- ② 資機材
- ③ 救急
- ④ 大規模災害対応

(内容)

- 新たな制度の目的・概要
- 現行制度上の実現性の可否、課題・問題点の整理
- 実現化方策・ロードマップ を取り組み毎に検討

《参考》

平成29年4月1日 消防庁通知（消防消第59号）

「消防の連携・協力の推進について」

(消防の連携・協力の具体例)

- 1 指令の共同運用
- 2 消防用車両の共同整備
- 3 境界付近における消防署所の共同設置
- 4 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の
予防業務における消防の連携・協力
- 5 専門的な人材育成の推進
- 6 応援計画の見直し等による消防力の強化